

商 会 の 設 立

曾 田 三 郎

はじめに

商会は義和団事件後の清末新政期、1903年商部が制定した「商会簡明章程」によって、商務總會・商務分会という名称で全国的に設立され始め、1915年に農商部の制定した「商会法」に従って商会という名称に変更されている。

設立時期の商会そのものを分析の対象とした研究は、私見の限りでは見当たらないのであるが、ただギルド研究や辛亥革命の分析をめぐって商会の簡単な評価が行われている。今堀誠二氏は「それが清末以後になると、帰綏の商工業は資本主義経済に妥協的転生を試みるべく余儀なくされ、ギルド・マーチャントを表面上商会という形式をとったのであって、……」¹⁾と指摘され、商会を商人ギルドとしてとらえられている。

ただ新政期に設立された商会は、従来の商人のギルド的組織とは違って、活発な政治的活動を行っている。清代のみに限っても、中国人排斥法案に端を発する1905年の対米ボイコット運動における上海商務總會、1908年の第二辰丸事件による対日ボイコット運動における広東自治会（同自治会は広東七十二行によって構成されており、やはり七十二行を中心に組織された広東商務總會の自治活動組織であったものと思われる。）の指導²⁾、粵漢鉄道回収における広東商務總會、蘇杭甬鉄道回収における上海、杭州商務總會の活動等³⁾、対外ボイコット運動、利権回収運動において指導力を発揮しているのである。さらには、「1906年9月、清朝は予備立憲の上諭を発したが、この年には江浙地区の張謇らの予備立憲公会とよばれる政治団体をはじめとして、湖北、広東ほか全国各地に立憲運動を指導する諸団体の設立をみた。その基盤となったものに、ブルジョア的な勢力を結集するものとして全国各地に設立されていた商会があった。」⁴⁾といわれるように、商会が「ブルジョア的な勢力を結集するもの」であったかどうかは別にして、立憲運動を支える社会基盤としても存在していたのである。

このようにこれまでの研究成果から、清代において、商会は「反帝国主義」的、「ブルジョア的」な政治活動を行っていたことがわかる。商会の設立された清末は、半植民地半封建社会の形成期にあっていたのであるが、

これまで半植民地化過程については、外国商品、資本の侵入、清朝の財政的対外従属といった内容でしばしば指摘されてきた。しかし同時に中国社会の半封建化過程でもあったわけで、その過程は国外的な条件によって一方的に規定されていたわけではなく、そこには半植民地化に対する中国社会内部からの一つの対応のあり方が存在していたのではなからうか。そこで半植民地化ということと、半封建化の基礎過程とがどのような実態的関連性をもっていたのか、その問題の研究作業の一つとして商会設立の意味を考えてみたい⁵⁾。

- 1) 今堀誠二『中国封建社会の機構』31頁
- 2) 菊池貴晴『中国民族運動の基本構造』第1章「1905年の対米ボイコット運動」、第2章「第二辰丸事件に関する対日ボイコット運動」
- 3) 堀川哲男「辛亥革命前の利権回収運動」東洋史研究第21巻第2号
- 4) 野沢豊『辛亥革命』岩波新書57頁
- 5) 政治過程の面からは、横山英氏が、清末政治史における「変革コース」について、反帝国主義反封建という内容をもつ「独立＝ブルジョア民主主義中国を創出する変革コース」＝「革命的コース」だけではなく、「世界資本主義（外国帝国主義およびその従属下にある国内資本主義）による世界変革の一環として独立＝封建中国を変革して半植民地（または植民地）半封建中国を創出し、再編・維持する変革コース」＝「半植民地半封建コース」が存在していたことを指摘されている。（横山英「清末の変革における指導と同盟——辛亥革命研究ノート——」史学研究97号）

1. 設立までの情況

中国と外国との貿易は、太平天国の後より本格的に発展し始めるが、外国商品の輸入と中国国内からの農業・手工業生産物の輸出の増大は、中国国内の商品流通過程にも動揺をもたらした。外国商品輸入の増加につれて、従来中国国内の生産物の流通にあずかっていた中国商人の中から、外国商品を扱う商人が出現し始める。まず初めは南京条約で開港された五港の商人の中から、ついで内地の商人の中からも出現するようになる。例えば湖南省長沙では、従来「蘇広業」と称して北京・江蘇・広東・上海の中国国内生産物を扱っていた商人が、五港開港の

後、名称を「広貨号」あるいは「洋貨号」と変え、外国商品を扱うようになった例が指摘され、「中国の商業資本は外国資本主義の援助の下に、70年代以後洋貨を販売する任務をしいだにおく深く内地へと進めていった」⁹⁾といわれるように、1870年代より中国国内商品流通の再編過程が進行して行くのである。

こうした情況の中で、在来の、同郷性や同業性に基づいて、商品流通過程における諸規制を加えるべく結成されていた商人のギルド的組織も当然影響をうけねばならなかった。すなわち社会的な分業の未発達、農民層の未分解という歴史的条件に規定された狭隘な国内市場において、外国との輸出入貿易の発展が、商人間の自由な競争をもたらすことになれば、在来の前期的資本という性格で商品流通にかかわっていた中国商人の商業活動を崩壊させることになるわけであり、そうした中国商人にとって、国内商品流通の再編過程の進行とともに、ギルド組織の再編という独自の新たな対応が必要となってくるのである。

五港開港によって中国第一の貿易港となりつつあった上海では、1856年に振華堂という洋布公所が、「洋布を業とする者が商務を研究し団結を強める」¹⁰⁾ 目的で設立されている。しかしこの洋布公所振華堂は基礎のしっかりしたものではなかったようで、その後あらためて洋貨を輸入する商人によって洋貨公所振華堂として再建され、1884年には規約を定めている。その規約は8条からなっているが、要点だけをあげておけば、役員として「司年」・「司月」（任期は2ヵ月）を置き、それぞれ上海南北の同業商家より6家・12家（司月は1期につき2家づつ）で順次にあたる。公所経費は該堂が所有する借家の毎月の家賃収入をあてる。また同業者のために「扶危濟困」の事業を行うこと等である¹¹⁾。また寧波に設立されていた匹頭公所は、1870年頃綿布の輸入を独占しようとし、公所への非参加商人と外国商社との取引を排除していたといわれる¹²⁾。さらに、光緒年間のことであるが、日本・欧米からの外国商品を取扱う上海の商人達は、次のような内容の規約を定めている。各貨とも規約を守り価格の安定をはかる。美孚洋行の石油については同業者の間で価格を決定し、自由な価格による売渡しを認めない。あるいは店員の雇入れに関する身元保証、給料の支払い形式等である¹³⁾。このように1870年代あたりから、開港地においては外国商品を取扱う中国商人によってギルド的な組織が設立され、その利益を保護しようとする動きが見られるのである。

当時の前近代的な国内市場の中にあって、こうした外国商品の中国国内流通過程にあずかる前期的な商人資本

にとりて、本国政府の政治力や軍事力を背景とし、不平等条約に基づいて、本国の産業資本のために資本主義市場の創出を追求する外国商社の中国国内商品流通過程への自由な介入は、その存亡にかかわる問題であった。そこにおいて中国商人はギルド組織を設立して外国商社に対抗しなければならなかったのである。

外国貿易の発展によって、中国からの輸出品にもその生産・流通過程におけるギルド規制の動揺が現われていた。漢口は湖南等周辺諸省からの茶の輸出港であったが、当時の湖広総督張之洞は、近年茶商人が欠損するようになった理由は外国商人が価格を押えつけていることにあるが、その根本的原因是は、

實因茶莊過多，每思僥倖，朦混製造，相率煙薰水濕，氣味不佳，兼以劣茶攙雜，由於資本不足，重息借貸，更有全無資本，俊茶賣出以償借債者¹⁴⁾。

と、農民（山戸）によって生産された粗茶を精製する茶荘が目先の利益を得るために、茶の品質を低下させたり、資金も無いのに投機的な生産を行っていることにあると指摘している。ここには一時的にせよ、茶の輸出貿易の発展によって、マニファクチュア的な茶の精製工場が多数設立され、それが茶商人ギルドの規制を困難ならしめていたことがうかがわれるのであり¹⁵⁾、張之洞においては、そのようなギルド規制の動揺こそが外国商人による茶の価格操作を許している原因になっていると認識されていたのである。

この外、開港地茶商人（茶棧）と茶の製造者との茶取引をめぐる弊害として当時指摘されていた問題に、「様箱」（見本箱）によって取引を決定した後、見本よりも低質な茶を送るというようなこともあったが、開港地の中国茶商人は、この問題を外国商社に対する茶の取引を困難にしている原因の一つとしてとらえ、禁止しようとしている。

漢口では1889年に、輸出用紅茶を専門に扱う茶棧が、湖南・江西・福建・湖北・安徽・福建広東各幫という同郷性を超えて茶業公所を設立している。その総董の一人にイギリス人を加え、秤量に用いる分銅については、「西商初メテ廣東ニ到リ貿易セシ時使用シタル砵式ニシテ之ヲ法トナス」こと、「見本ノ為ニ製シタル箱ハ一切取引ヲ許サス」と「様箱」による取引の決定を認めないこととし、「若シ茶棧ノ公所規約ニ服従セス又ハ違反セルモノアルト認メシ時ハ道臺ニ稟請シテ各商ノ取引ヲ停止セシムヘシ」といった内容の規約を定めている¹⁶⁾。そして一方では1892年には規約を改正し、自由な価格競争を排

して違反者には公所会員共同で罰することを決めると同時に、外国商人に対しても、公所規約に従わなければ茶の販売を停止し、自ら公司を設立し直接国外に販売すると通告している⁹⁾。

上海の茶業会館は、1855年に生糸商人と共同で絲茶公所を設立したのに始まるが¹⁰⁾、その後「茲ニ査スルニ絲商已ニ會館ヲ立テ各業公所亦漸ク迭興ル蓋シ年来生意艱難人心不吉成規日ニ壞レ弊竇滋々多キニ因ル茶業ノ一項ハ宜シク洋商ト交易シ固ヨリ其信義ヲ昭ニスヘシ」として独立した公所を設立し、「此前貸ヲ受ケタルモノハ資金ヲ貸付ケタルモノノ注文ノミニ應スル義務アリテ之ニ違背スル時ハ茶ヲ買ヒタルモノハ上海着ノ時先ニ約束シタルモノヨリ其引渡ヲ要求セラル、モ拒ムヲ得ス」といった上海の茶棧の製茶業者に対する資金の前貸に関する規則、及び「様箱」による弊害の取締り、外国商人との取引に関する規則等からなる規約を定めている¹¹⁾。茶荘及び茶栽培農民に対する茶商人の資金前貸は、開港前から存在していたことが指摘されているが¹²⁾、19世紀の末にいたって、被前貸製茶業者（茶荘）は前貸した茶商人にのみ強制的に茶を売却させられねばならないことがあらためて強調されているのである。前に指摘した漢口を輸出港とする茶の生産・流通過程と同様、上海の場合も、このような規約内容が示されねばならなかった背後には、茶の輸出貿易の発展によるマニファクチュア的な生産組織によって茶の精製を行う茶荘の増大が、開港地茶商人のギルド的規制を困難ならしめているという状況が存在していたにちがいない。

このように、輸出入貿易の発展を契機として、ギルド的規制が動揺する中で、19世紀後半とくに70年代頃より、国内流通過程における規制を強化するために、輸出入商品を扱う商人によって業種別のギルド的組織が再編され始めているのである¹³⁾。一方では高利貸業者の間でも、上海では1882年に南市錢業公所が、1889年には滬北錢業会館が設立され¹⁴⁾、漢口では1871年に錢業公所が設立されている¹⁵⁾。

1870年代頃から、外国商品を輸入する中国商人は、外国商人の内地市場への直接の介入を防ぐため、また輸出品を扱う商人は、国内の生産・流通過程への規制を強化するため、半植民地的貿易構造はそのままに、商人のギルド的組織の再編をすすめる、規約の遵守を強調するようになる。それは、要せば、半植民的な外国貿易の発展による中国国内商品流通の再編過程の進行と、それにもなうギルド的規制の深刻な動揺を示しているといえるであろう。19世紀末、上海商務總局の一紳董は劉坤一に対して、

近来市面日緊，倒閉之局愈出愈奇，以有挾為護符，以延認為得計，甚至朝集股本，暮即捲逃，昨方下貨，今已移置，棧單房契，輕齋遠遁，於是倒盤貶價，幣端百出，貽害無窮¹⁶⁾。

と、近頃の市況の逼迫、倒産統出という現状が、何らかの力をたのみとしたり、訴訟の引延を計ったりすること、甚しい場合には資本の募集、荷積、倉庫・家屋証書をめぐる不正による市場相場不安定に基づいていると指摘している。いわば商人間の組織規制の弱体化が従来からの商業活動を困難にしていることを示しているのである。すなわち、「このような新しい歴史的条件（中国社会の半植民地半封建化——引用者）の下で、ギルド組織はなお従来の歴史的形態を保有しているものの、日増に動揺の中に置かれねば¹⁷⁾ならなかったものであり、外国貿易の発展に対応して、このような状況を克服するためには、すでに個々の同業ギルド的組織では不十分であり、より大規模な商人の組織化が必要となってくるのである。

- 1) 陳詩啓「甲午戦前中国農村手工棉紡織業的变化和資本主義生産的生長」歴史研究1959年2期。
- 2) 上海縣續志 民国7年刊 卷三 建置下。
- 3) 上海県洋貨公所規程碑 『江蘇省明清以来碑刻資料選輯』494—6頁。
- 4) 彭澤益「十九世紀后期中国城市手工業商業工会的重建和作用」歴史研究1965年1期。
- 5) 『支那經濟全書』第2輯691頁。
- 6) 裁撤茶商捐助書院經費摺 光緒十八年六月二十六日 『張文襄公全集』奏議三十二。
- 7) 湖北省羊樓峒では、光緒初年に「茶莊」が7、80家存在していた、両湖地方では一般的に従来家庭に持帰って行われていた茶の選別作業が、この頃から「棧房」の中で協同作業として行われるようになり、また羊樓峒の磚茶製造工場では木製の圧力用具を使用し、近隣の農民数千人が季節的な労働にたずさわっていた（彭澤益編『中国近代手工業史資料』第2巻100—1頁）。
- 波多野善大氏は、開港前の広東における茶荘の茶精製組織を分析して、それがマニファクチュアであったと指摘されているが（『中国輸出茶の生産構造』『中国近代工業史の研究』所収）、多数の人間が協同作業していることと同時に、「経営主と直接生産者たる労働者との直接の生産関係こそが検討されなければならない」（重田徳「清末における湖南茶の生産構造——五港開港以後を中心として——」人文研究16の4）わけで、その結論は今後の研究にまたねばならない。
- 8) 『支那經濟全書』第2輯297—8頁。
- 9) 彭澤益前掲論文
- 10) 2) に同じ。

- 11) 『支那経済全書』第2輯298—305頁
- 12) 波多野前掲論文、及び田中正俊「資本主義とアジア社会」『世界歴史』近代8所収。
- 13) 彭澤益氏によれば、太平天国以後19世紀中、商人ギルドの再建・新設が行われ、漢口では再建6、新設24、上海では再建3、新設24を数え、新設は開港地に多かったという。同氏はこのギルドの再建・新設の一つのテコになった条件として盤金の請負徴収をあげている(同氏前掲論文)。当時の軍事財源という性格の強かった盤金収入を確保するために、天津条約、北京条約の締結以後、主要な輸出品であった茶・生糸(及び繭)・綿花に対しては産地徴収の方法がとられ始め、牙行のギルド組織を媒介とする「先捐後售」の原則、また輸入品についても開港地中国商人のギルド組織による請負徴収が、行われていたようである(高橋孝助「清末における盤金収奪と小農民経営」歴史学研究392号)。1910年江蘇省の全商會は、盤金を全て「認捐制」に改めることについて協議している(『東方雜誌』7の8 中国時事彙録)。
- 14) 2) に同じ。
- 15) 夏口縣志 民国9年刊 卷五 建置志
- 16) 奸商倒騙存款擬照例嚴辦摺 光緒二十五年八月二十日『劉坤一遺集』奏疏三十一。
- 17) 彭澤益前掲論文

2. 設立意図

1903年、商部は新政の一環として商會の設立を決め、「商會簡明章程」26款を定めた。ここに商會は全国的に設立され始めることになる。しかし実際には、商會あるいはその類の商人団体の設立は、この「章程」によって初めて提起されたわけではなかった。

日清戦争敗北の後、まず劉坤一によって上海商務総局が設立され、張春・湖北候補道劉世珩等を官側から派遣する一方、「絲・茶各業巨商嚴信厚等」を選舉して商務總董と為し、さらに各業より「分董」を選ばせ、各地の物産の適否、貿易盛衰の原因及び「紳富」による工場の建設、「商学」・「商律」の研究、「心志を聯ねる」ための商會の設立、「商報」の発行等を推進しようとした⁴⁾。ところが実際には、「但だ局は官設であるため、仍お候補人員を用い、商董を用いず。未だ官と商、秦・越を同一視するを免れず」という状況であったようで、1902年には当時の商務大臣であった盛宣懐が、中国商人の「各幫董事有るといへども、互いに畛域・渙散し羣まらざる」のでは外国商人に対抗できないとして、嚴信厚を総理、周晋鑑を副総理とする上海商業會議公所の設立を上奏している⁵⁾。

漢口では張之洞によって漢口商務局が設立され、その

事業の一つとして「本局の商董が各省各幫の大商を邀集」して商會を設立し、商人間の「聯絡、協助を期す」ことがあげられている⁶⁾。1902年には黃訓典という商人を「商業總董」として、商務学堂、商會公所の建設が具体的に提起されている⁷⁾。また天津では、義和團事件の影響による商業の不振を回復するという理由で、1903年当地の紳士王賢賓、寧世福、卞煜光等によって商務公所が設立されている。そして1905年になって、それが天津商務總會と改称されているのである⁸⁾。

すなわち1903年に商部が制定した「商會簡明章程」は、日清戦争敗北以後の劉坤一・張之洞・袁世凱といった洋務系官僚のすすめていた商人の組織化(とくに開港地の)政策を公認するものであったといえよう。全国的に商會が設立され始めるにいたる過程は、洋務系官僚の主導下におすすめていられたのである。

このように洋務系官僚の主導下にすすめられた商會の設立には、どのような意図が存在していたのであろうか。まず商部は「商會簡明章程」の制定にあたって、商會設立の意図を次のように述べている。

中國商人積習，識見狹小，心志不齊，各懷其私，罔顧大局，即如絲・茶兩項為出口貨之大宗，往往以散商急思出脱跌盤爭售，而一二股實巨商，亦為牽累，其他貨物之作偽攙雜，卒至虧本者難以枚舉，有商會則亟宜聲明罰例，儆戒將來，此則剔除內弊之說也。……，即如玻璃・紙張・洋蠟・肥皂之類，凡洋貨之適於民用者，皆華商力能仿造之貨，如果辦理得法，逐漸擴充，不徒自造自用，並可詳探各國市情，以廣銷路，有商會則必應議設公司，藉圖抵制，此則考察外情之說也⁹⁾。

設立意図は「剔除內弊」と「考察外情」という二点である。「剔除內弊」とは、とくに生糸・茶といった中国からの主要な輸出品において、中小商人(散商)が相場を安定を顧みることなく商業活動を行っており、それが大商人(股實巨商)にまで波及していること、また外国への輸出品の品質低下という状況に対して、商會を設立し罰則を明らかにして取締ることである。もう一つの設立意図である「考察外情」とは、洋貨の製造方法を研究してその生産を促し、国内のみならず国外の市場情況をも調査し販路を広げることをはかり、そのために商會が会社組織の設立をすすめて外国資本に対抗することである。要するに、商會という組織形態の設立によって、商人の組織化をはかることと、産業の発達を促し利権の回復をはかることの二点が設立意図として述べられている。

各地の商會は、「商會簡明章程」の第14款において、

商會既就地分設，各處商情不同，各商會總理應就地，與各會董議訂便宜章程，稟呈本部核奪，總以有裨商務，無背本部定章為斷⁹⁾。

と、商業の振興に資するところがあり、またその「章程」の原則に抵触しない限りで独自の規約を定めることができるようになっていた。それらの規約は、各地商会の設立意図を公式に表明しているといえるであろう。

まず上海商務總會は、1907年に92条の規約を修正制定したが、その要点は「内以て華商の争端を処分し、外以て洋商の交渉に対付す。商情を聯絡し、權利を國家に挽回⁹⁾」することにあったという。広東商務總會は19条の規約を定めているが、その第2条において、

本商會以聯絡羣情，開通民智，提倡激勵，興利除弊為宗旨。

といい、第4条では、

本商會開辦後，聯絡各埠，調查商業，如何可敵洋產，如何可塞漏卮，並糾合公司，創設銀行用鈔票，及提倡農工路各種實業，次第勸辦，挽回利權⁹⁾。

と述べている。要約すれば、やはり商人の組織化と、各種実業の振興による利権の回復に設立意図があつたといえよう。

天津の商務公所は洋布業商人、綢緞業商人によって、袁世凱に対して設立が請願され王賢資・卞煜光等を董事として結成された。同時に13条からなる「商務公所暫行章程」を定めている。商務公所の設立意図について、同章程は、

天津商情涣散，互相傾軋，現設商務公所，以資聯絡，擬令各行商業大者，公舉董事二人，小者一人，以便詳求受病之原，及救急之法，和衷共濟，一洗從前積習。

と述べている。天津の商業が不振で、商人達が相争っている状況を、各業ギルドから董事を選出し「公所」を設立して商人を組織することで改めようと意図しているといえるであろう。そしてもし商人間に争いが生じた場合は、

各商家財産訟案，先請本行董事評議，如董事未能了結，再由本公所秉公理處，以免訟累，……¹⁰⁾

と、同業ギルドの董事で解決できない案件を、「公所」で調停すべきことを規定している。「商会簡明章程」が制定された後、この商務公所がそれに従って天津商務總會と名称を改めたのであり、役員も総理に王賢資、協理には卞煜光と、総理については公所時期の董事が引継いでいる。商会への改称にとまなう新しい規約は、公所時期のものを基礎とし、上海商務總會の規約を参考にして30条が定められた。それは体裁を「商会簡明章程」に合わせてやや詳しくしただけのことで、内容的には公所時期のものと違わない。ただこれからすすめるべき商会の活動として、商務学堂・商報館の設置、商人啓蒙のための演説会の開催を定めた3条項が付加されている¹¹⁾。

これらは全て商務總會の規約であるが、分会の場合も条項が簡略になっているだけで、内容に相違するところは無い。一例をあげれば、河北省大城県王口商務分会は、その「試弁規則」の一項目において、

商會之設，以保全本鎮商務，不使利權外溢為宗旨，王口為大城縣第一鎮，地據水旱通衢，及商務不能振興，較鄰鎮甚為減色，旨因無人提倡之故，今闔鎮商家公議設立商會，結成團體力，祛從前積弊，總以興利除害為要¹²⁾。

と設立意図を述べており、開港地の商会と違って直接に外国との関りは意識されていないが、商人の組織化によって「興利除害」し、該鎮の商業の発達を促すという点ではかわりない。ただ分会の場合は、民営工場の設立を促進するといったような項目はほとんど見られず、後に「大約少数の通商大埠及び省垣の商会に新式事業の有る外、僻遠の縣邑なれば、僅かに商家争議の調停の責を盡し、余は闕如に付す¹³⁾」といわれるように、商人間の紛争の解決にその役割の重点がおかれ、「興利」といっても大規模な産業の発達というようなことではなく、都市や農村の手工業の改良・発展といった程度のもので意図されていたのであろう。

以上のように商会規約を検討してみると、その設立意図は、基本的に次の二点にあつたといえよう。すなわち太平天国の後から顕著になり始めた商品流通における再編過程の進行、それによる中国商人間の自由競争の現出、紛争の続出を防ぐために商人を組織化すること、そして外国資本に対抗して実業の振興をすすめる、利権の回復をはかることであつた。そこには、不平等条約に基づく対外貿易関係を根本的に変革しようとするのではなく、外国資本の中国国内市場への直接の介入を排除し——そのためにもまた中国商人間の自由な競争を排除しなければならなかったのである——それによってはじめて成り立

ち得た輸出入商品の集散市場である開港地を軸とする国内商品流通過程における商業活動によって、資本を蓄積し得た開港地の大商人を中心に商人の資本を産業に投資させ、利権を回復しようとする意図がみられる。従って、商会在設立された後、その商品流通過程の独占を維持しようとする商会の意志を無視するような外国資本の側からの行為があれば、既にみた同業ギルドの例にもあったように、貿易関係のボイコットといった形態による中国商人側からの反撃に出会わねばならなかったのである。

ここでとくに注意しておかねばならないことは、これまで利権回収運動、対外ボイコット運動の展開が、中国におけるブルジョア的発展の所産といった視点からのみとらえられがちであったということである。これまで見てきた商会規約に一貫してあったように、利権の回復という目標が、つねに中国商人間の自由競争の排除、ギルド的規制の再編ということと不可分なものとして提起されているのであり、商品流通過程の封建的再編と産業のブルジョア化という内容を結合する論理として、利権回収論は存在していたのである。

このような設立過程と意図をもって、上海・漢口・天津等開港地の商務總會を嚆矢とし、各地に商会在設立されるのであるが、その数は、『第二回支那年鑑』によれば、1913年の時点で、總會51、分会694にのぼっている。

- 1) 籌辦農工商務分門實學片 光緒二十四年『劉坤一遺集』奏疏卷二十九。
- 2) 請設上海商業會議公所摺 光緒二十八年九月『愚齋存稿』卷七奏疏七。
なお上海縣續志では、この上奏は光緒二十七年九月に行われたと記している。
- 3) 漢口試辦商務局酌擬辦法摺 光緒二十四年八月初四日『張文襄公全集』奏議四十九。
- 4) 札商務局創設商學商會 光緒二十八年九月十六日『張文襄公全集』公牘二十。
- 5) 天津誌略 會社。
- 6) 『東方雜誌』1の1 商務。
- 7) 同上。
- 8) 上海縣續志 卷二 建置上。
- 9) 『東方雜誌』1の12 商務。
- 10) 天津府凌守稟定商務公所暫行章程 『北洋公牘類纂』卷二十一 商務二。
- 11) 天津商務總會試辦便宜章程 『北洋公牘類纂』卷二十一 商務二。
- 12) 大城縣王口鎮商會試辦規則 『北洋公牘類纂續編』卷二十四 商務。
- 13) 『東方雜誌』16の3 内外時報。

3. 構 成

前節で見てきたように、各地商会の規約において、商人の組織化ということがその設立意図の一つとして述べられていた。規約上においては、一般的な商人の組織化ということでしか表わされていないが、実際にはその中心となる商人層が存在していたはずである。

上海では商務總會とは別に、滬南商務分会（後に上海南商會と改称）が1905年に設立されているが、設立にあたっては「各業領袖」により商務總會に請願されている⁷⁾。また珠江によって広州との間に商品流通が盛んであった広西省梧州には、十の同業公所と三つの同郷會館があり（同業公所の一つ協和堂は、綿糸・布、石油、マッチ業等の商人の団体であった⁸⁾）、1907年頃にこれら「十三行」の商董によって商務總會の設立が請願された⁹⁾。江西省九江でも「各業商董」によって商務總會設立の請願がなされている¹⁰⁾。このように各地商会的設立過程の実態は、当地の同業に基づく商人のギルドの組織を統合するものとしてあらわれている。

形態上、商會は各業商人のギルド的組織の統合体であったわけであるが、以下その内容の特徴について検討してみよう。『支那經濟全書』は第一期上海商務總會會員構成について、次のように記している。「兎二角入會シテ記名セラレアルモノ約貳百名而シテ此等ノ多クハ會館・公所・公司・洋行其他銀行・學堂等ノ董事（重役）・總辦ニシテ上海ニ於ケル紳商巨賈ハ殆ント之ヲ網羅シ¹¹⁾」ている。ギルドの代表から近代的企業の代表まで含んでいるのである。同書は設立当初の上海商務總會の會員名簿を記載しているが、記載會員数も不完全であり、疑問な点も多い。ただ、特徴的なことは、買辦・洋貨業商人が會員として多数存在していることである。

1911年の時点における上海商務總會は、「會員」・「特別會員」・「領袖會員」・「個人會友」・「特別個人會友」といった五種類の會員で構成されており、「商務總會の構成メンバーで経歴がいくらかでも判明するものを調べてみると、多くは、買辦・商業・高利貸・官僚のいずれかより出身し、近代的企業に投資、あるいは経営するといったコースを歩んでいる¹²⁾」といわれ、買辦・商業・高利貸業に関する會員が多いことが知られるが、ただ、商會設立という時点から見ると、そのような「コース」を歩んだ社会層が商會の設立を主導したというよりは（もちろん個々にはそうした人物が存在していたことは事実であろうが）、商會の設立によって買辦や洋貨業商人、錢莊といった商人・高利貸の前期的な資本を組織化し、上からのブルジョアの改良をすすめようとした当時

の洋務系官僚の実業振興政策の結果として、1911年段階の上海商務總會会員構成の中にそうした現象があらわれていたのであろう。

漢口では商務局の孫泰圻の指導で漢口商務總會が設立された。会員は147の「幫」の中から参加している。その「幫」は従来の同業ギルドを母体としたものに限られず、「銀行幫」「鑛産公司幫」「輪船公司幫」等といった近代的企业の「幫」も存在している⁷⁾。従って、上海商務總會は同業ギルドの代表者と個々の商店・企業の代表者という二種類の会員を包含していたけれども⁸⁾、漢口商務總會の場合は、個々の商店・企業を代表する会員は存在していない。

このようにして参加した商会会員の中から総理・協理・董事といった役員が選出されるわけであるが、その選出方法について、天津商務總會の規約は第5条において、

各行董事仍照商務公所舊章，大行三，四員，小行一，二員，應由就地各商家，公同舉定，即由總理等，將各商董銜名呈報商部，以備稽查⁹⁾。

と、董事の選出人数を「大行」と「小行」によって差別することを規定している。規約上に明記してあるか否かにかかわらず、役員構成にあたって、経済的に有力な業種とそうでない業種との間には差が生じていたであろう。従って役員構成上の特徴は、実質的に商会の性格を反映しているといえよう。

上海商務總會の第一期総理は嚴信厚、協理が徐潤と周晉鑑である¹⁰⁾。嚴信厚(佐紡)は、一時李鴻章の幕僚をつとめた後、上海・広東・福建・寧波等「至る所皆塵舎有り、卒に、思うに上海は華洋通商の大埠為りと。因って焉に家す¹¹⁾」と、商業に従事しその本拠を上海においていた。そして兩江總督劉坤一が上海に商務總局を設立するや、「絲茶各業巨商」の一人として商務總董に選ばれたのである。1898年上海のフランス租界当局が、四明公所の墓地を通過する道路を建設しようとしたのに対して、在上海寧波商人がストライキで対抗する事件が起きた時、嚴信厚は方繼善・葉成忠・沈敦和等とともに四明公所の指導的地位を占めていたようである¹²⁾。嚴信厚は外国との貿易にかかわっていた四明公所参加の商人であつたらう。李鴻章の幕僚をつとめたこととあわせて、外国との貿易をめぐる商業活動によって蓄積した資本で、寧波通久源紗廠を、その他製粉工場、榨油工場を設立しているのである。徐潤(雨之)は周知のように寶順洋行の買辦という経歴をもち、1867年に寶順洋行の買辦をやめてか

ら、寶源祥茶棧を設立し主要な産茶地域に分店を配置した。こうして茶の輸出にあたった外、生糸の輸出、アヘンの輸入といった商業活動を行い、「上海の茶葉公所、絲業公所と洋薬局の董事」に選ばれた¹³⁾。このように徐潤は、はやくから輸出入貿易にかかわる商業活動を行っており、「國際貿易の先河」と称せられている¹⁴⁾。

漢口商務總會では、第一期の役員は設立当初のためか三人しか選出されていない。総理が盧鴻滄(漢口交通銀行經理)、協理は劉歆生(東方匯理銀行經理)、議董が宋渭潤(漢口水電公司經理)の三人である。第二期にいたって役員体制も整備されるが、その氏名と職業をあげれば次のようである¹⁵⁾。

総理	齊相琴(大清銀行經理)
協理	汪炳生(太記洋油行行東) 蔡輔卿(蔡同泰參燕號號東)
議董	葉東川(萬泰公錢莊經理) 蔡輔卿 王芝舫(漢口大昌錢莊經理) 劉歆生 孫蘇甫(采章綢緞號號東) 汪志菴(義通祥莊經理) 蔡永基(華昌洋行經理) 盧鴻滄 史晉生(順記洋油號經理) 孫襄其(怡生錢莊經理) 吳幹廷(春源油行經理) 李星垣(太古洋行經理) 丁菊生(承豐錢莊經理) 劉鶴臣(祥豐厚土莊經理) 柳璧玉(長盛川票號經理) 冀麟書(蔚豐厚票號經理) 朱保三(漢口典當幫首士) 唐朗山(麥加利銀行經理) 蔣沛霖(德厚榮字號經理) 萬爲伯(萬鶴齡藥店店東) 汪益徵(汪世昌雜貨行經理) 周命之(裕厚德錢莊經理) 張理耘(衡源錢莊經理) 余永清(和記綢緞號號東) 俞清澄(泰豐油行行東) 朱毓榮(長沙會館首士) 譚步雲(致和祥正頭號經理) 鄭似松(太和雜糧行經理)

総理1人、協理2人、議董28人から役員が構成されているが、その中で特徴的な事は買辦及び外国商品を取扱う商人が7人、錢莊經營者が6人と、相方合わせて13人になり役員構成の半数近くを占めていることである。さらに第1期から8期(1907～1916年の間と思われる。)までの役員を、業種別に分けて147の「幫」にあてはめ、表にしてあらわせれば次のようになる(第1表)。この表を見てもわかるように、第1期から8期までを通じて、やはり買辦及び外国商品を取扱う商人と錢莊・銀行といった金融業関係者が、役員層の大部分を占めているのである。日清戦争以後の洋務系官僚の政策の中に萌芽が見られ、20世紀初頭において全国的にすめられた商会の設立=同業性・同郷性を越えた商人の組織化は、外国貿易にかかわる中国商人及び金融業者を要としていたのである。そしてその後1910年代以降においては、商会の会

第 1 表 漢口商務總會總・協理・董事所属幫別人数
(第 1 期～8 期)

幫 名	總・協 理	董 事
銀 行 幫	4 人 (5) (外国銀行買辦 1 人を含む)	6 人 (23) (外国銀行買辦 3 人を含む)
疋 頭 幫	1 人 (2)	7 人 (13)
本 幫 錢 幫	1 人 (1)	6 人 (14)
紹 興 錢 幫	0	6 人 (26)
洋 行 幫	0	5 人 (14)
票 號 幫	0	4 人 (5)
廣 洋 雜 貨 幫	0	4 人 (6)
洋 油 幫	1 人 (1)	3 人 (12)
綢 緞 幫	1 人 (1)	3 人 (13)
安 徽 錢 幫	0	3 人 (13)
江 西 錢 幫	0	2 人 (13)
油 行 幫	2 人 (2)	2 人 (10)
五 金 幫	0	2 人 (2)
茶 棧 幫	0	2 人 (2)
その他・所属不明	3 人	30 人
合 計	13 人	85 人

夏口縣志卷十二商務志より作製、()の数字は連任を含む全就任回数。

員、さらには役員の中にも近代的な企業の代表者が次第に増加してくるようである¹⁰⁾。

- 1) 上海縣續志 卷二 建置上。
- 2) 彭澤益前掲論文。
- 3) 『東方雜誌』4の9 各省商務彙誌。
- 4) 『東方雜誌』5の2 各省商務彙誌。
- 5) 『支那經濟全書』第4輯66—7頁。
- 6) 小島淑男「辛亥革命における上海独立と商紳層」『中国近代化の社会構造』所収。
- 7) 夏口縣志 卷十二 商務志。
- 8) 1911年の上海商務總會会員には、「個人会友」・「特別個人会友」が存在していたが、その後の同商會は同業ギルドを代表する「合幫会員」と、個々の商店・企業を代表する「各業分幫会員」という二種類の会員で構成されている。
- 9) 天津商務總會試辦便宜章程『北洋公牘類纂』卷二十一 商務二。
- 10) 1)に同じ。
- 11) 汪敬虞編『中国近代工業史資料』第2輯下 929頁。
- 12) 上海縣續志 卷三 建置下。
- 13) 張國輝「中国近代煤礦企业中的官商關係与資本主義的發生問題」歴史研究1964年3期
- 14) 汪敬虞編『中国近代工業史資料』第2輯下 966—7頁。

15) 7)に同じ。

16) 漢口商務總會では景維行(金龍麵粉廠股東)が、3・4期の董事として役員に選出されている。『上海總商會月報』(民国10年7月刊1卷1號)に記載されている当時の上海總商會の会員・役員名簿にも紡績業・製粉業等の近代的企業の代表者が多数見られる。

4. 活動 (一)

はじめに指摘したように、商會は清代の對外ボイコット運動、利權回収運動、立憲運動、さらには辛亥革命とのかかわり等注目すべき政治的な活動を行っているが、ここでは、そうした政治的な活動は別にして、社会的、経済的な活動を中心に検討してみる。

商會の活動は、当然のことながら、これまで見てきたような設立までの情況、規約、構成の性格を反映している。各地商會の規約上に見られた設立意図の要点として二つあった。もちろんこの二つの設立意図は、具体的な活動の中において区別されて表われているわけではないが、基本的にこの設立意図に沿いつつ商會の活動を二節に分けて整理してみる。設立意図の一つは商人の組織化ということであった。

外国との貿易の発展につれて、もし外国商人が開港地からさらに内地へと進出することになれば、前近代的な市場において、ギルド的な規制によって商業活動を行っている中国商人にとって、商品流通過程の秩序が動揺させられ、またそれに付随して商品相場の不安定、倒産→中国商人間の紛争といった情況を生みだすことになるわけであり、看過できない問題であった。杭州商務分会は「近来洋商の内地城鎮に在って雜居營業するもの、日に其多きを見る。この事商業の前途に關係すること固より重く、しかも地方治安への影響もまた大きい」として、調査の結果明らかとなったアメリカ、イギリス、ドイツ、日本の各商店合計二三家を県当局に閉店させるよう、農工商部に請願している。同時に外国商人の内地進出はギルドの商品流通規制に従わない中国商人がいなければ不可能だったのであり、杭州商務分会も「出面之華商」及び「租屋之産主」を合わせて処罰するように要請している¹¹⁾。良質綿花の出産地として有名な江蘇省通州では、イギリス資本で下関条約締結直後、上海に紡績工場を開いた一つである老公茂が「崇海交界の内地久隆鎮に在って、花行を設立した」が、当地の商人達は反対し、商會を通じて、上海海關道がイギリス領事に申し入れ撤去させるようにもとめている¹²⁾。外国商人の内地進出を排除し、商品流通過程をギルド的規制の下で中国商人の手に維持するためには、中国商人の組織化、団結が必要であ

ったわけであり、またそのことによって初めて開港地において外国貿易にかかわる中国商人の商業活動も可能となったのである。従って開港地の中国商人にとっては、外国商人の内地進出に対してだけではなく、消費地、生産地と開港地を結ぶ商品流通過程の秩序を動揺させる条件は全て排除されねばならなかった。

先に示したように、商部は商会設立の意義について、とくに生糸、茶といった主要な輸出品における「散商」による商品流通過程の秩序破壊と品質の劣悪化に対する取締りということを指摘していた。綿花・生糸の重量を増加するために不純物の混入が行われ、茶についても粉末や草を混入したり、表面上上質茶をそろえ底に粗悪品を詰めたり、水気を含ませ重量を増加したりすることによる品質の低下があらわれていた。これらの茶の品質低下は、前期的商人資本(茶行)の不当な誅求搾取に対する、直接的生産者(山戸)の消極的な反抗の方法であったといわれるが³⁾、商会の設立にあたっては、それが茶商人の欠損をもたらしている原因であるということから取締りの必要性が指摘されていた。すなわち茶商人の商業活動の不振ということが、茶輸出の貿易構造ではなく、茶の国内流通過程に原因があると認識されていたのである。このような茶輸出をめぐる問題のとらえ方は、茶荘との取引における開港地茶商人の「様箱」に対する認識においても同様である。漢口茶業公所は、この「様箱」による弊害として、「惟市価の洋商の為に把持せらるは、一時実に驟かには挽回し難い。此事、実は商人の自私自利にして大局を顧みざるに由り致す所。様箱の一弊の如きは、巧を取る者終に得る所無く、徒に外人にわが窺敗を窺わせ、益以て其把持を肆にせしむ。様箱を用いざる者、皆之に因って累を受く」と指摘し、漢口に集まる茶の産地諸省の釐卡、地方官にその取締りをもとめている⁴⁾。すなわち茶業公所は「様箱」の問題を、ギルド的規制に従わない中国商人の利益追求に原因があるとし、その結果が開港地において外国商社と取引する茶棧に不利益をもたらしているという理由で、官憲と一体になってその開港地に到るまでの流通過程において規制しようとしているのである。上海商務總會の張信厚等は、やはりこの「様箱」の弊害として、「茶市を敗壞すること、此より甚しき為るは莫し」といい、兩江總督周馥に要請して、産茶地に対し1906年より「様箱」を禁止し流通過程における関卡の取締りを強化して、そして「以て弊端を杜ぎ、茶利を挽回する」ことをもとめている⁵⁾。ここでいう「茶利」とは、開港地茶商人にとっての「茶利」であり、その回復をはかるために茶の国内流通過程における規制の強化を商会の活動として行っているのである。

このように商会はその活動において、外国貿易にかかわる輸出入商品の国際的な集散市場という性格をおびつつあった開港地では、後に述べるように、商品集散量の増大に即応して水陸交通路の建設、整備、経済的な都市機能の充実をはかっていくとともに、一方では、開港地と生産地(消費地)を結合する周辺諸県の内地集散市場においては、開港地中国商人と外国商社との商品取引を成り立たせるために、そこへの外国商人の介入を排除し、また内地中国商人に対するギルド的規制を「強化」して輸出品の品質低下、商品取引への規制を加えていたのである。中国商人の組織化という設立意図の一つは、開港地において外国貿易にかかわる中国の大商人の利害関係に基づいて、この生産者(消費者)——仲介商人——開港地中国商人——外国商人と図式化できる商品流通過程を維持することにあつたといえよう。

ここで考えてみなければならないのが、商会の組織形態である。設立当初から1915年の「商会法」によって改称されるまでの間、商会には總會と分会という二種類のものが存在していたのであるが、その関係について、「商会簡明章程」は第3款において、

凡屬商務繁富之區、不論係會垣係城埠、宜設商務總會、而於商務稍次之地、設立分會、仍就省分、隸於商務總會、……

と規定し、總會の設立さるべき都市の例として、天津、煙台、上海、漢口、重慶、広州、廈門をあげている⁶⁾。実際においても總會はこうした開港地に多く設立されており、またそれらは経済的な勢力の強い總會であった。先に図式化したような商品流通過程に、この商会の組織形態が合致させられているのではなからうか。しかも各商會が個々に分散した地方商人団体として存在しているのではなく、後にみる活動の具体的な事例の中にも一部うかがわれるように、各省内において分会は總會(とくに経済的に優勢である開港地の)の下位にあって連絡をとりつつ活動しているのである。そしてこうした開港地を頂点とする商品流通過程の形成、それにとまなう商人の組織化を一つのテコとし、当時の洋務系官僚によってすすめられていた実業振興政策の下で、工場の建設に商人の資本が投下され、また都市や農村における手工業の改良・発展がはかられていくのである。

それではこの商会の組織形態、従って商品流通秩序維持のための強制力となつたのは何であつたろうか。組織化された商人団体に付随する経済的な威力は当然存在したであらう。先にすでに述べたように、19世紀7、80年

代から中国商人間の負債、倒産をめぐる紛争が頻発していたのであるが、商会の設立とともにそれを解決する調停の権限（実質上の商事に関する裁判権）が、政治支配者によって商会に付与、公認されるという、経済外的な強制力を有することになった。

「商会簡明章程」は、第15款、第16款において、

凡華商遇有糾葛，可赴商會告知，總理定期邀集各董，秉公理論，從衆公斷，如兩造尚不折服，准其具稟地方官核辦。

華洋商人遇有交涉齟齬，商會應令兩造，各舉公正一人，秉公理處，即酌行剖斷，……⁷⁾

と規定し、商会の役員による中国商人間及び中外商人間の商事に関する紛争の処理条項を示している。中外商人間の紛争に対して、商会がどれほどの調停能力をもち得たかは疑問であろうが、中国商人の場合には実質上公的裁判という機能をもち得たものと思われる。

江蘇省鎮江商務總會では、「鎮江商業日に盛んなるを以て、訟事^{いひいよ} 滋多し。商会は本商舖^{もとと}を保護し、争訟を調處するの責有り。特に商訟規章五條を議定し、地方衙門に行きて知らす。嗣後凡そ商業訴訟は均しく商会の辦理に帰す。」⁸⁾と、今後商事に関する紛争については、商会において処理することとし、そのための規則を定めている。江南商務總會でも、倒産、負債に関する紛争を地方官庁に持込むのをできるだけ避けるために、調停活動を行っていたが、その解決した案件数は1904年末からほぼ1年間に57件あったという。その中には「かつて訟を地方衙門に糾し、年を経てもまだ結せざるの案有り。すなわち一たび該會評論の間に至れば、兩造皆輸情し、理結に導く。」と、地方官庁では解決のつかなかった案件も商会の調停で解決した例もあり、また「督憲發局飭訊之案」⁹⁾もあったというから、地方官庁においても商事に関する限り、その裁判権を商会に委ねていたであろう。少し後の事例ではあるが、上海總商會は永豊絲繭號の錢莊に対する負債についての、返済義務のある股東の判断をめぐって起きた紛争の調停を行い、当時の總商會董事の中から5人と会員1人の合計6人で構成された評議員の審理の結果、永豊絲繭號設立当初の股東全員に返済義務があるという「公斷書」を示している¹⁰⁾。

こうした商会の商事に関する実質上の裁判権の所持（実際には商会役員層による）は、商人層全体への、ひいては先に示した商品流通過程の秩序維持のための経済外的な強制力として作用したであろう。すなわち商会の設立による商人の組織化は、背景においてこのような政

治支配者によって公認された経済外的強制力によって保持されていたのである。

- 1) 『東方雜誌』4の9 各省商務彙誌。
- 2) 同 3の3 各省商務彙誌。
- 3) 重田徳「清末における湖南茶の生産構造——五港開港以後を中心として——」人文研究第16巻第4号。
- 4) 『東方雜誌』4の9 各省商務彙誌。
- 5) 同 3の3 各省商務彙誌。
- 6) 7) 同 1の1 商務。
- 8) 同 3の8 各省商務彙誌。
- 9) 同 3の8 商務。
- 10) 『上海總商會月報』第1巻第1号民國10年7月刊。

5. 活動 (二)

商会規約上に見られた設立意図にもう一つの要点があった。すなわち産業の発達による利権の回復ということであるが、この点について商会は間接的な役割と、直接的な役割を担って活動を行っている。

上海では1905年に袁樹勛によって、上海の自治機関である城廂内外總工程局が設立されている。その実際の執行機関は、総董5人と議董33人で構成されているが、事業項目は、

凡清道路澄，開築道路，修建橋梁，浚河填浜，興辦學堂，編設督察，以及地方一切公益之事，無不備舉，並稟設裁判所，以便訴訟¹¹⁾。

と広範囲にわたるものであった。5人の総董は李鐘珪（平書）、莫錫綸（子経）、郁懷智（屏翰）、曾鑄（少卿）、朱佩珍（葆三）であったが¹²⁾、ほとんどは上海商務總會あるいは滬南商務分会に関係する人々であった。また33人の議董の中にも商会関係者は多数見られ、總工程局の自治活動には上海商会の意向が強く反映していたものと考えられる。

總工程局は設立されるとすぐに、袁樹勛に対して、

設立城廂内外總工程局，以為地方自治之基礎，乘此機會，拆去城垣，環築馬路，商民合力次第整頓，則不特南市展拓，商務大興，即国民開化之氣亦可徵。

として、城壁をとり壊し道路網の整備をすすめるように提議している。そしてこうした城壁のとり壊しは、上海に限らず、

且天津拆城，而商務驟盛，漢口拆城，而鐵路交通¹³⁾。

と、天津・漢口といった開港地でも行われていたのであり、その結果交通手段が発達し、商業が盛んになったという。漢口の城壁は捻軍を防ぐために玉帶門から通済門の間、13里にわたって築かれていたが、1905年に張之洞がとり壊して道路の建設に着手している⁴⁾。

総工程局はその他、水路の整備、橋梁の建築、河川兩岸の土手の造成等を行っているが、この当時の水路及びそれに付随する諸施設の整備は、付近農地の水害からの防護ということと同時に商業の発達、実業の振興ということが配慮され始めている。当時の上海知縣王念祖は、

浦東本未開闢租界，而沿浦灘地大都已售，今吾華民知識漸開，力圖進步，一旦振興實業，倘欲設立廠棧，建築碼頭，轉使無地可尋，即各處航船竊渡，已無停泊之所，肩挑貨物來往行入時，虞不便⁵⁾。

として、工場、倉庫の建設、埠頭の建築地を保障するために、黃浦兩岸沿いの土地の買売を禁止するようにもとめている。

同様に漢口では、すでに1898年張之洞が、

現擬於漢武一帶衝要地方，購買路段，以備入商會者，在此地段內，購地造屋，或設行棧，或設機廠⁶⁾。

と、商會入会者が倉庫、工場を建設できるよう適当な土地の整備を行うことを計画していた。その土地として後湖の南側一帯が選ばれたが、低湿地帯であったために、まず後湖南岸に堤防を築いて湖水の浸入を防ぎ、そして道路を建設することになった。その工事費用は湖北官錢局から30萬兩を借り出す一方、「股實鉅商」であるといわれる漢口商務總會の宋煒臣（涓澗）（第1期、第4期—7期董事）、劉人祥（欽生）（第1期協理、第2期—8期董事）等が出資することになった。こうした工事の目的について、陳夔龍が

自京漢鐵路工告成，粵漢，川漢各路力籌興辦，漢口一隅輪軌交通，實為中國鐵路中心地點，……，前督臣張之洞定議築堤始計，本為開拓漢口商埠而設，……，一經川，粵鐵路通行各省，由火車運出原料，得以大地展布市面，既極繁盛，廠棧尤便安設，商務實業之發達，實堪不可思議。

というように、京漢鉄道の敷設、粵漢鉄道、川漢鉄道の敷設計画という中で、漢口における商業や産業の発達

がはかられ、商會が事業遂行の一翼を担って活動しているのである⁷⁾。

漢口は漢水と長江の合流地点にあたり、従来より河川は重要な商品輸送路となっていた。天津条約による開港以来、漢口は外国商品が直接あるいは上海を經由して周辺諸省に流通する集散市場として、また農業・手工業生産物輸出のための集散市場として、次第に大型汽船の入港も増大しつつあった。ところが当時の漢口には、整備された大型汽船用の港が無く、暴風雨に会うと全て南京に避難していたという。こうした情況に対して、漢口商務總會は「実業、商務の前途に、大いに妨礙有り」として、武漢の大地主、八大行（すなわち鹽・茶・藥材・廣東福州雜貨・油・糧食・綿花・皮の八行）の會首と相談して、漢水から長江にぬける一支河を築いて漢水の水勢を弱めるとともに、その中に三つの港を開いて汽船の停泊所とすることを検討している。その工事費用はオーストリア人技師によって700萬元と見積られたが、先の劉人祥は140萬元の出資を申し出たという⁸⁾。

このように上海・漢口では商品輸送路の整備、経済的な都市機能の整備といった事業を、当地の商會が中心になってすすめているのであるが、それは両開港地に限られた活動ではなかった。重慶について、「下町の中心に當り新豐街に接して商業場と稱すべき一區劃をなせる地域あり、場内左して廣からずと雖も道路平坦にして幅廣く、建築整然たる各種小賣商鋪、商務總會を中心として軒を連ね、人馬の來往繁く最も繁盛を極む、是れもと當地商務總會が商業の繁を圖らんが為、同地域を租借し、資本金十二萬兩を以て大同公司なる一建築會社を設立し、數年の日子を費して道路を改修し、八棟六百餘軒の家屋を新築し、之を商人に貸付けて營業せしめ居るものに係る。」⁹⁾といわれ、また漢口と湖南省、四川省との間の商品流通のための重要な中継都市であった沙市についても、1912年荆宜軍司令部は沙市商會と協力して、漢水沿岸沙洋鎮の堤防を修繕し江陵縣一帶の水害を防いだ。ところがその結果「沙市便河より後面の長湖迄の二十餘支里の間の運河の水量次第に減少し、大型民船の航行全く不可能となり、沙市と漢口との交通上一大打撃を蒙るに至れり、依て商會は之れが善後策として豊富なる長江の水を便河に汲入れ以て其水量を増加せんとし、1914年獨逸商瑞記洋行より銀七兩を以て揚水機械を購入するの契約を結び、同洋行香港支店より英國製ボイラー及びポンプを取寄せ長江沿岸に据えつくる事とせるが、……」¹⁰⁾といわれるように、沙市の場合の事業は第一次世界大戦開始のために中止されたが、やはり同じような活動を行っているのである。

これまで見てきたように、各地の商会はその活動の一つとして商品輸送路の整備、経済的な都市機能の整備をすすめたのであるが、それは外国貿易の発展、それともなう国内商品流通量の増大に即応する活動であったとともに、産業発達のための間接的な条件を整える活動であったといえよう。

商会の活動は、こうした商品流通過程の側面及び産業発達のための間接的条件整備にのみ限られてはなかった。商会が設立され始める20世紀初頭の新政期には、洋務系官僚によって実業振興政策がすすめられていたが¹¹⁴、その政策の遂行の下にあって工場設立、手工業の改良、発展のための役割をも担っていたのである。

まず両湖地方では、1908年に当時の湖広総督趙爾巽が武昌・漢口の商会会員に対して、

近年湖南濱湖州縣、淤洲日漲、民間種棉花者亦日加多、若於常德府設一紗廠、其利不減通州、而雲貴各省、所需紗布可取給焉、次則漢口、紗市尚堪添設紡織公司、以與武昌一廠相頡頏¹¹⁵。

と、湖南省常德府に紡績工場、湖北省の漢口、沙市に紡績工場を設立するように勧めていた。漢口商務總會はその活動の一つとして、漢口水電公司、湖北第一紡織公司、漢口燧華火柴公司の設立の指導をあげており¹¹⁶、この中の第一紡織公司是先のような経過を経て、商会の指導によって設立されたのであろう。沙市でも1908年に紡績工場を設立しようとする計画があったが、資本金が予定の三分の一以上集まらず、中止になったといわれる¹¹⁷。

このように商会は民営工場の設立を指導するとともに、当時実業振興政策として出されていた民営工場の生産物に対する課税の減免や、あるいは新案特許権獲得のための仲介的な役割をも果していた。「商会簡明章程」の第26款は、

凡商人有能獨出心裁、製造新器、或編輯新書、確係有用、或將中外原有貨品改製精良者、均准報明商會考核後、由總理具稟本部、酌量給予專照年限、以杜作偽仿效而示鼓勵¹¹⁸。

と新案特許権請願手続を定めている。減税についても、鎮江商務分会は、当地の和茂洋皂廠、于禮氏洋燭廠という石鹼工場、蠟燭工場の開設にあたって、南京、蕪湖、通州の同種工場が5%の海関正税を納めるのみで、釐金等の税金が免除されているのにならって、それと同等の特権を与えるようにも定めている¹¹⁹。天津商務總會でも、

麟記煙捲有限公司の要請をうけて、天津海関道に対し、先の場合と同様な特権が得られるようも定めている¹²⁰。

手工業の改良、発展という点では、上海の商会関係者であり、総工務局の総董ないし議董であった郭懷珠・葉佳棠・姚文枬・莫錫給等が貧民に手工業技術を伝習するために「勤生院」（後に貧民習藝所と改称）を設置し、陶器・洗濯用石鹼等の製造技術を伝習していた¹²¹。江西省の九江商務總會でも手工業の発達を促すために、商会の「註冊公費」の中から資金を出して「勤工場」を設立している¹²²。浙江省嘉興縣では、城内の機戸が30余家にすぎず綿紡織業が十分に発達していない現状に対して、商会は従来の「新紗」の外に「雲錦」「寫水」という新綿糸の生産を勧める一方、商会議董の湯康泉は、それらを原料として綿布の生産を行う緯章公記紡織有限公司という織布工場を設立している¹²³。農村における手工業の改良・発展という面で注目されるのが高陽商務分会の活動である。河北省高陽縣では楊欣甫・李煒庵・李香閣・韓捷三等によって同商務分会が設立され、「商人に始めて略團結有り、商業に始めて稍進歩を見た」のである。楊欣甫等は商会の組織が一応できあがると、商会内に商業夜学校を付設し¹²⁴、また工業研究所をも設け、天津の日本商社田村洋行に人を派遣して織布技術を習得させ、その人が帰郷するや織機の製造にあたらせて、できた織機を商家が民間に貸出し、洋糸をも供給して、「布成れば商家に歸し、その工資より次第に機本を差引く」¹²⁵と、織布「賃金」の中から織機代金を差引いていった。このような商会の活動をテコにして、高陽縣の織布業は盛んになるのであるが、同時に高陽商務分会は、天津海関道に要請して生産された綿布については商会から証明書を発行して一疋五丈に対し、2.5%という特別の課税率にしろもらい、つづいてそれを天津海関、鈔関共に適用すること、また「有色土布」「斜紋土布」についても課税率を定めるよう天津商務總會を通じて天津海関道に要請している¹²⁶。

1910年代中国社会の經濟情況について、民族資本の発展ということがいわれると同時に、「外国資本主義は中国における在来産業を全面的に解体せしめたわけではなく、基本的な在り方としては流通支配を通じて収奪したここにこそ、半植民地半封建社会における産業『発展』の特殊性を規定する一つの要因があり、1910年代は、かかる外国資本支配の半植民地的流通過程のもとに包摂され一定の改良を伴った伝統的手工業の『発展』期であった。」¹²⁷と指摘され、都市の形成とともに都市の手工業や雑業、また農村の手工業が発展し、その中において賃勞働ないし事実上の賃勞働が存在しているという注目すべ

き問題提起がなされている²⁵⁾。機械制工場・マニュファクチュアおよび問屋制下の手工業の発展にあずかった一つの条件として、この節で見てきたような、商会による中国社会のブルジョアの改良をすすめる活動があったのではなかろうか。

- 1) 上海縣續志 卷二 建置上。
- 2) 前掲小島論文。
- 3) 1) に同じ。
- 4) 夏口縣志 卷五 建置志。
- 5) 上海縣續志 卷五 水道下。
- 6) 漢口試辦商務局的擬辦法摺 光緒二十四年六月初四日『張文襄公全集』奏議四十九。
- 7) 招商籌款開築漢口後湖馬路摺 宣統元年十月二十二日『庸菴尚書奏議』卷十二
- 8) 『東方雜誌』6の1 記事 漢口議築船隻避風港
- 9) 東亞同文會調查編纂部『支那開港場誌』第2巻揚子江流域88—9頁。
- 10) 同上291頁。
- 11) 渡辺惇「清末袁世凱と北洋新政——北洋派の形成をめぐって——」歴史教育16の1, 2 合併号, 同「袁世凱政權の経済的基盤——北洋派の企業活動——」『中国近代化の経済構造』所収。
- 湖北省において、民営工場を設立したり、官営工場の貸下げをうけたのは、ほとんどが武漢の商会関係者であり、それらに対して張之洞は専利権の付与、課税の減免といった保護策を実施していた。(拙稿「湖北省における張之洞の産業政策」史学研究121, 2 合併号)
- 12) 湖廣總督趙爾巽奏推廣農業種棉織布情形摺 『政治官報』光緒三十四年四月十五日。
- 13) 夏口縣志 卷十二 商務志。
- 14) 『支那開港場誌』第2巻333頁。
- 15) 『東方雜誌』1の1 商務。
- 16) 護督憲崔准稅務大臣咨華商和茂洋皂于禮氏洋燭廠運物徵稅辦法札飭津海關道查照文『北洋公牘類纂續編』卷八稅務二。
- 17) 天津商務總會稟津海關道請發還單文 『北洋公牘類纂續編』卷七稅務一。
- 18) 上海縣續志 卷二建置上及び卷八物産。
- 19) 『東方雜誌』3の11 各省商務彙誌。
- 20) 同 3の13 各省工藝彙誌。
- 21) 高陽縣志 卷二實業。
- 22) 同 卷八故事。
- 23) 天津商會稟津海關道請函致新製劃一徵稅文 『北洋公牘類纂續編』卷七 稅務一。
- 24) 古厩忠夫「中国における工業(手工業)の半植民地的再編過程——1910年代の湖南省を中心に——」新潟大学人文科学研究第43輯。

當時の商品流通過程は、「半植民地的」ではなく、「半植民地的半封建的」であったのであり、それは區外的な条件によって一方的に形成されたのではな

く、19世紀、7,80年代からの商人ギルドの再編→商会の設立という中国商人独自の対応を媒介として成立したものであったことは、これまで述べてきたとおりである。

- 25) 古厩忠夫「中国における労働者階級の形成過程——1910年代湖南省におけるプロレタリアと半プロレタリア」歴史学研究 383。

ま と め

これまで述べてきたことをまとめてみると、次のようにいえるであろう。商会は、日清戦争以後の洋務系官僚の主導下にすすめられた新政の一環として、半植民地的貿易構造の下での開港地を軸とする中国国内商品流通の再編過程の進行の中で、それまでの同業性・同郷性に基づく個々の商人ギルドを統合する形態で設立された。各省開港地の商務總會を中心とし、内地集散市場にはそれに従属する商務分会を置くという、各省レベルで形成された商会の原則的な組織形態は、開港地商務總會の中心的構成メンバーの特徴からわかるように、半植民地的な貿易構造の下での商品流通過程再編に順応しながらも、公権力の援護の下に国内中国商人の自由な競争を排除、すなわち半封建的な経済外的強制力に基づいて国内商品流通過程に規制を加えることによって外国資本の中国国内市場への直接の介入を防ぐことを目的としたものであった。この国内商品流通過程の掌握と、そこにおける商品流通量の増大をテコとして資本を蓄積し得た商人に対して、その後商会は開港地大都市における機械制工場、マニュファクチュアへの資本投下を指導し、また農村における問屋制下の手工業を発展させていくという役割＝中国社会のブルジョアの改良の役割を担っていくことになるのである。

このように設立期商会の性格を要約してみると、それを社会基盤とする対外ボイコット運動、利権回収運動といった「反帝国主義」的政治闘争形態を、これまでのように民族資本(産業資本)という資本類型に性格規定された中国ブルジョアジーの政治活動としてとらえるのではなく、その資本の形成、すなわち半植民地的規定性——不平等条約によって規定された関税自主権の喪失による保護貿易政策施行の不可能、また戦争賠償金の支払い、外債の返済による国家財政の対外従属という政治的規定性、あるいは強大な外国の産業・金融資本の存在といった経済的規定性——の下での中国社会における特殊な資本の本源的蓄積を推進するための政治活動の一つとして再検討される必要がありはしないだろうか。